

# 長崎県公立大学法人役員報酬規程

〔平成17年4月1日  
規程第38号〕

改正 平成19年2月19日規程第2号

改正 令和5年4月17日規程第25号

## (目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

## (報酬の種類)

第2条 役員報酬は、理事長、副理事長及び理事（非常勤の理事を除く。）（以下「常勤役員」という。）については本俸及び通勤手当とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当及び通勤手当とする。

2 常勤役員の本俸は、年俸とする。

一部改正 [平成19年規程第2号]

## (年俸の額)

第3条 常勤役員年俸の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 15,050,000円
- (2) 副理事長 15,050,000円
- (3) 理事 11,300,000円

2 前項に規定する年俸の額は、法人の運営状況及び社会情勢等を勘案して、減額することができる。

一部改正 [令和5年規程第25号]

## (年俸の支給)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から年俸を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任されたときには、その日までの年俸を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職したときには、その月の末日までの年俸を支給する。

4 年度の途中で、新たに常勤役員となった者、退職した者及び解任された者の年俸は、当該年度の総日数から長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成17年規程第14号）第8条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算し、これを支給する。

## (年俸の支払方法)

第5条 常勤役員年俸は、年俸の額を15で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「月払年俸額」という。）を毎月支払う。ただし、3月にあつては、年俸の額からその年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

2 6月及び12月は前項の月払年俸額と別に、月払年俸額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「半期払年俸額」という。）を支払う。

- (1) 6月 1
- (2) 12月 2

3 年度の途中で退職し、又は解任された常勤役員が前各項の規定に基づき月払年俸額及び半期払年俸額を支払われ、当該年度に支払われたそれらの総額が第4条第4項に基づき日割りにより計算して得られた額を超えるときは、当該常勤役員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(年俸の支給日)

第6条 月払年俸額は毎月21日に支給するものとする。

2 半期払年俸額は6月30日及び12月10日に支給するものとする。

3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員の非常勤役員手当の額は次の各号のとおりとする。

(1) 理事 日額 30,000円

(2) 監事 日額 30,000円

2 非常勤役員手当は、非常勤役員が執務を行った日に支給するものとする。

(通勤手当)

第8条 役員に、通勤手当を支給することができる。

2 常勤役員の通勤手当の支給については、長崎県公立大学法人職員賃金規程(平成17年規程第11号。以下「賃金規程」という。)第13条及び長崎県公立大学法人職員の通勤手当の支給に関する細則(平成17年細則第4号。以下「通勤手当支給細則」という。)の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「常勤役員」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定により通勤手当を支給される常勤役員のうち、その者の通勤手当に係る支給単位期間(賃金規程第13条第6項及び通勤手当支給細則第20条に規定する支給単位期間をいう。)が1か月を超える者の通勤手当の支給については、通勤手当支給細則第18条第1項本文の規定にかかわらず、賃金規程第13条第2項第1号ただし書きに定める1か月当たりの運賃等相当額を、前条に定める月払年俸額の支給日に支給するものとする。

4 非常勤役員の通勤手当については、実費を支給する。

追加[平成19年規程第2号]

(報酬の支払原則及び報酬からの控除)

第9条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 報酬は、役員の申し出があったときには、第1項の規定にかかわらず、役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により支払うことができる。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月19日規程第2号)

この規程は、平成19年2月19日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則(令和5年4月17日規程第25号)

この規程は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。